

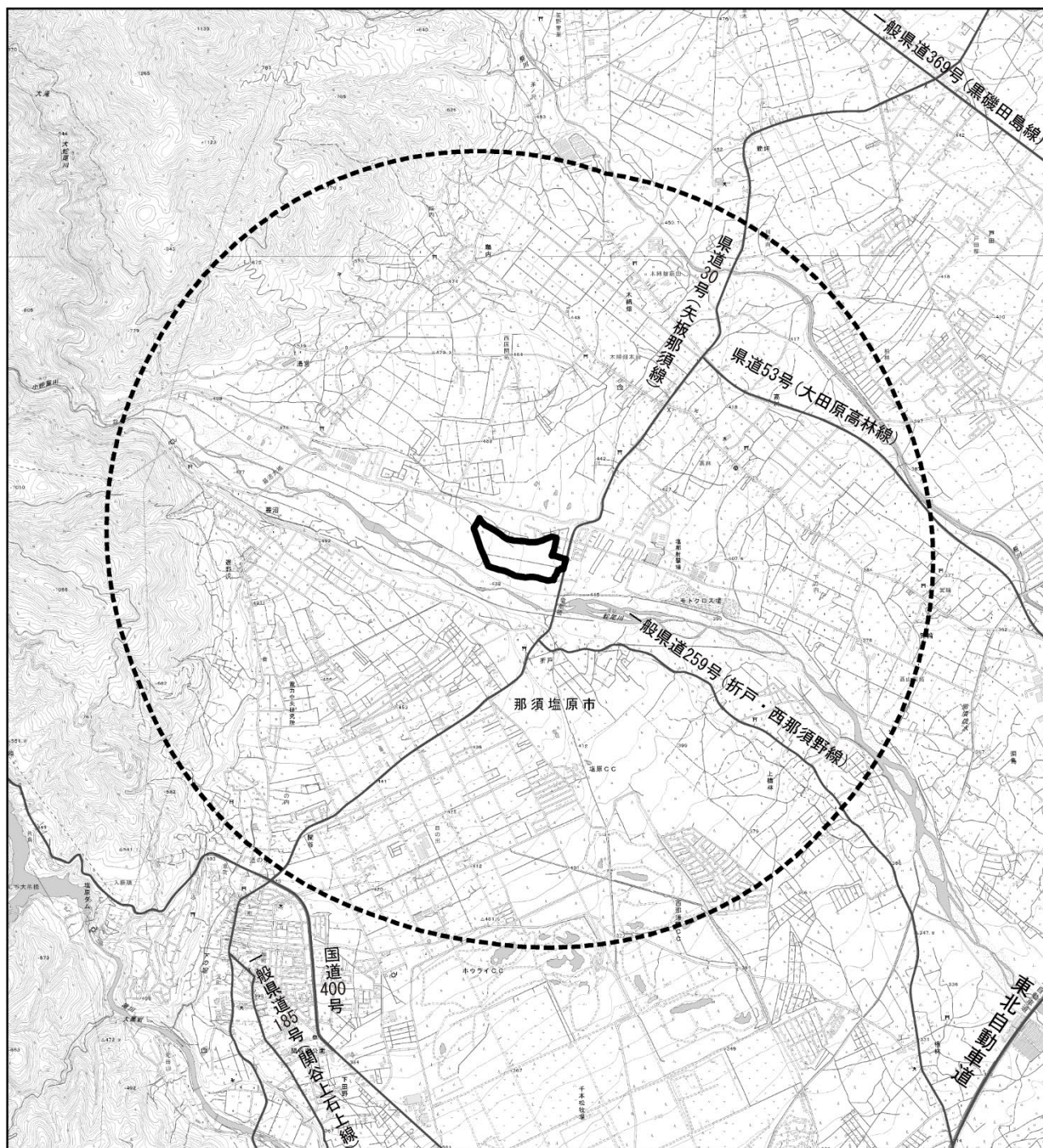
第 8 章 対象事業に係る環境影響を

受ける範囲であると認められる地域

第8章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、図 8-1 に示す対象事業実施区域から約 3km の範囲とした。

対象事業に係る環境影響を受ける範囲については、本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる景観の影響範囲を基に設定した。「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅰ]」（平成 11 年 11 月、建設省都市局都市計画課）によると、景観の影響範囲は事業実施区域境界から 3km 程度となっており、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域について 3km と設定した。



凡例

 対象事業実施区域

 概況調査地域



1:50,000



図 8-1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

